

各種証明書の発行について

卒業してから5年以上経過している卒業生の皆様へ

卒業後5年間は成績関係の書類を保存しているので、各種証明書の発行が可能です。しかし、

- ※ 卒業後5年を経過すると「調査書」「成績証明書」については（成績データが無いため）発行できず「学籍に関する記録や修得単位数に関する記録」以外の記録の記載はできません。（注）
- ※ 卒業後20年を経過すると「調査書」「成績証明書」「単位取得証明書」については、指導要録の保存期間が経過しているため発行できません。その場合には「卒業証明書」等にて代替ください。
- ※ 第3種電気主任技術者の認定のための「単位取得証明書」については、卒業後20年を経過しても発行が可能です。

福島県立福島工業高等学校 教務部

(注)生徒指導要録の2枚目は5年間、1枚目は20年間の保存義務のため、成績証明は5年経過後には成績に関する記録は発行できなくなり、単位取得証明にて代替されます。

発行内容	発行年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
発行可能卒業年度	「調査書」「成績証明書」	平成22年度以降	平成23年度以降	平成24年度以降
	「単位取得証明書」 学籍に関する記録 修得単位数に関する記録	平成7年度以降	平成8年度以降	平成9年度以降

掲載

尚、上記については以下の法令の規定に基づいており、各大学等宛ての文書も出ておりますので確認ください。

学校教育法施行規則 第6章 第2節 第26条

前項の表簿(第二十四条第二項の抄本又は写しを除く。)は、別に定めるもののほか、五年間保存しなければならない。ただし、指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については、その保存期間は、二十年間とする。

学校教育法施行令第三十一条 の規定により指導要録及びその写しを保存しなければならない期間は、前項のこれらの書類の保存期間から当該学校においてこれらの書類を保存していた期間を控除した期間とする。

各国公立私立大学長あて文書---文部科学省高等教育局長通知(H19)

八 指導要録における入学、卒業等の学籍に関する記録や修得単位数に関する記録に係る保存期間(卒業後二〇年)が経過したものについては、原則として調査書にその記載を要しないものとする。また、学籍に関する記録や修得単位数に関する記録以外の記録について、卒業後五年が経過したものも原則として調査書にその記載を要しないものとする。